

①誘導検討区域の標記の修正について

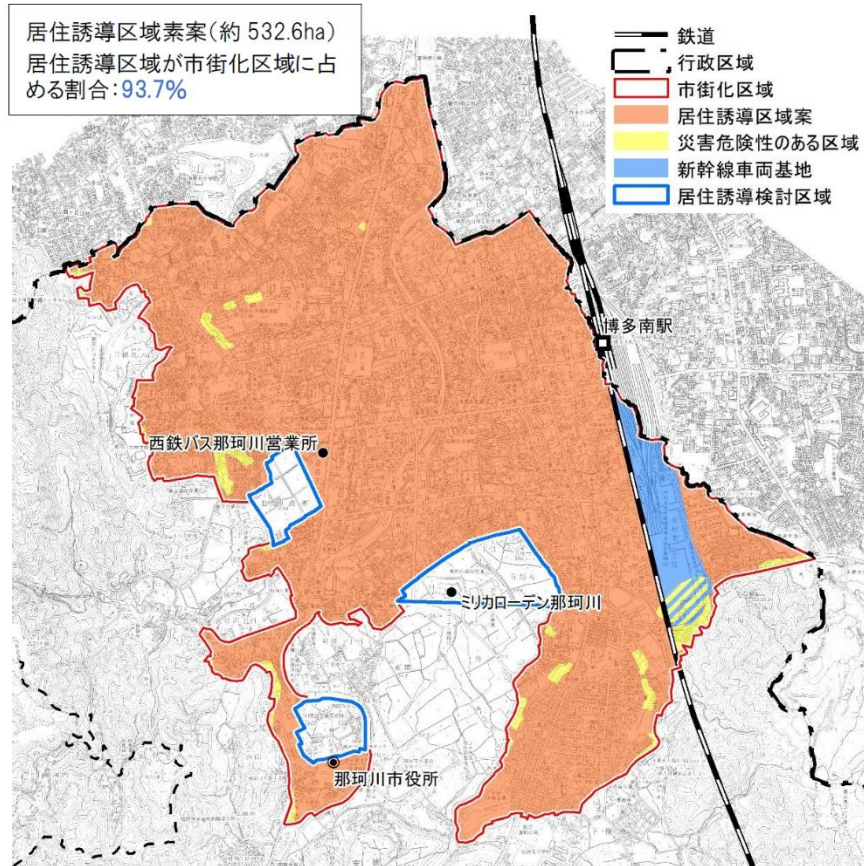
・「居住誘導検討区域」、「都市機能誘導検討区域」の表記を「新市街地区域」に修正(国指摘対応)

都市マスとの整合を図り、都市マスにおいて新しい市街地の創出を検討していく区域として定めている区域について、立地適正化計画では「居住誘導検討区域」及び「都市機能誘導検討区域」として位置付けることとしていた。

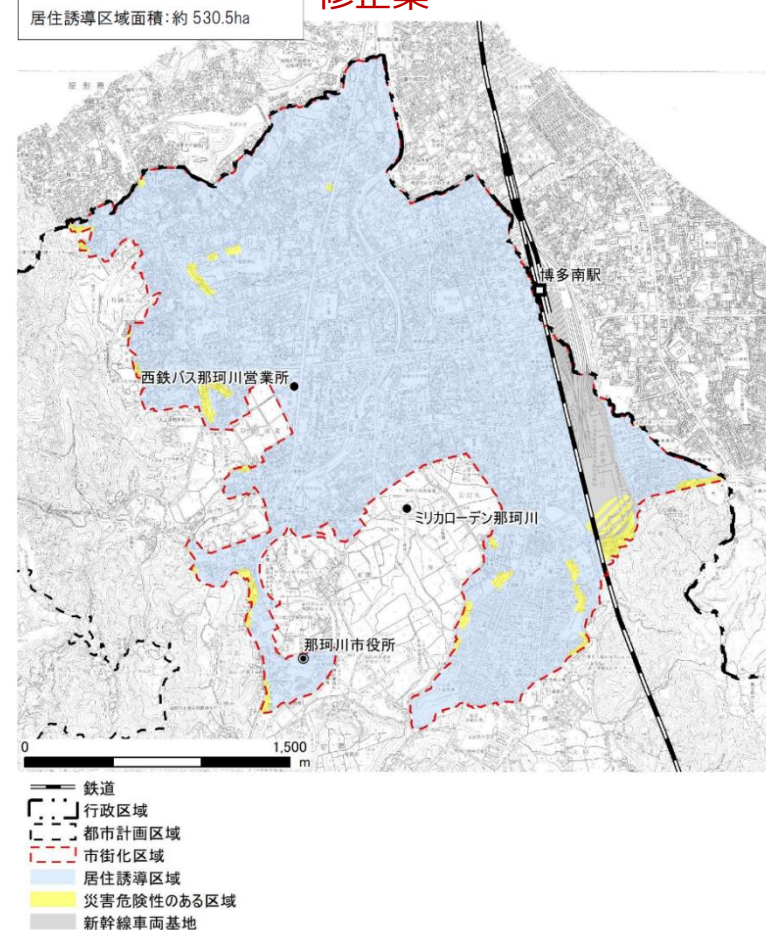
しかし、国からは、「立地適正化計画はそもそもコンパクトシティを推進するための計画であり、市街地を拡大する内容を盛り込むのはおかしい。市街地の拡大について触れるのであれば、都市マスの範疇の話である」との指摘を受けた。市としては、新市街地の検討区域についても、既に都市機能の集積があり、または立地状況から将来的な誘導区域への編入を検討することが妥当で、現状の誘導区域と一体的に今後のまちづくりを進めていくべきものであり、立地適正化計画に位置付ける必要があると考えている。

そこで、「居住誘導検討区域」「都市機能誘導検討区域」という表現を、「新市街地区域」という表現に変更し、誘導区域とは別にページを作成する。

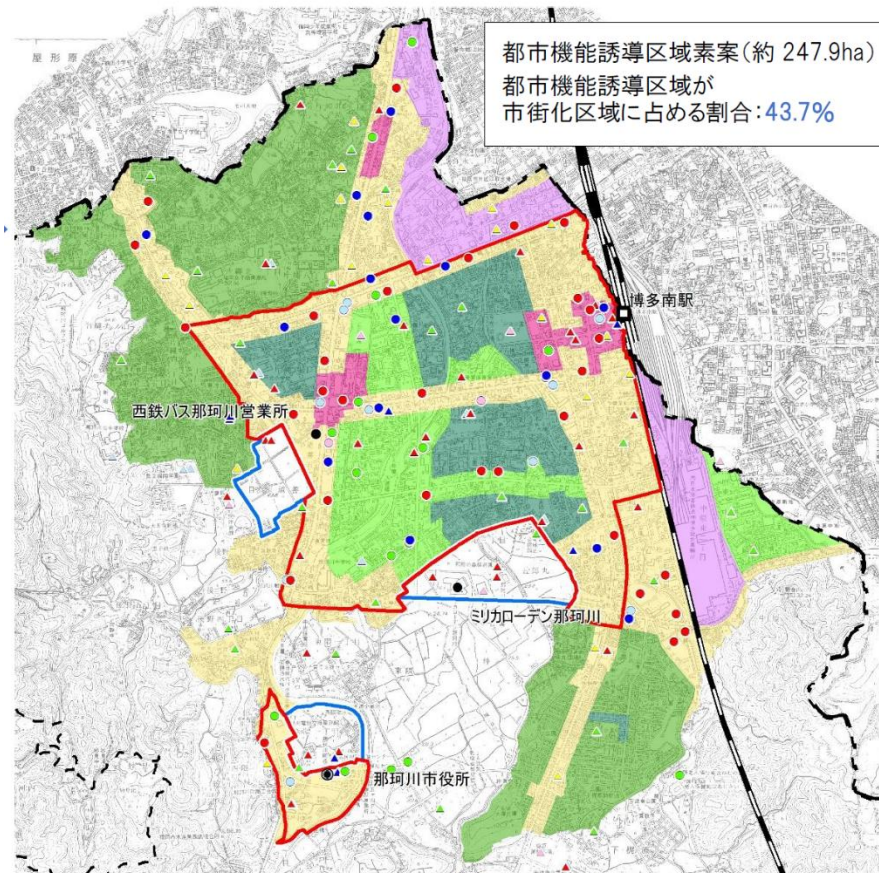
前回検討部会時案



修正案



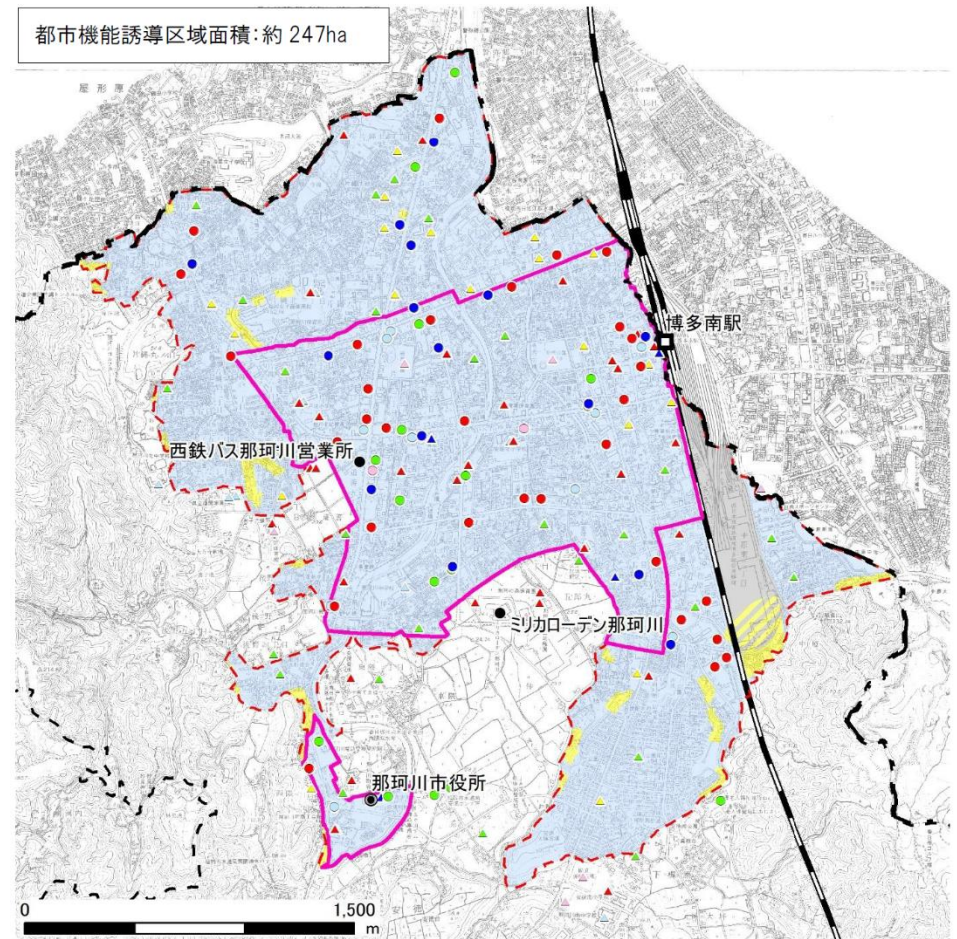
前回検討部会時案



- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 鉄道 行政区域 都市機能誘導区域 都市機能誘導検討区域 | 用途地域 <ul style="list-style-type: none"> 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 近隣商業地域 準工業地域 | <ul style="list-style-type: none"> 医療施設 小児科施設 高齢者福祉施設 商業施設 金融施設 公共施設 レクリエーション施設 コミュニティ施設 子ども・子育て支援施設 教育施設 障がい者福祉施設 |
|--|--|---|

修正案

都市機能誘導区域面積:約 247ha



- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 鉄道 行政区域 都市計画区域 市街化区域 都市機能誘導区域 | <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域 災害危険性のある区域 新幹線車両基地 | <ul style="list-style-type: none"> 医療施設 (内科又は外科) 小児科施設 高齢者福祉施設 商業施設 金融施設 公共施設 レクリエーション施設 コミュニティ施設 子ども・子育て支援施設 教育施設 障がい者福祉施設 |
|---|---|--|

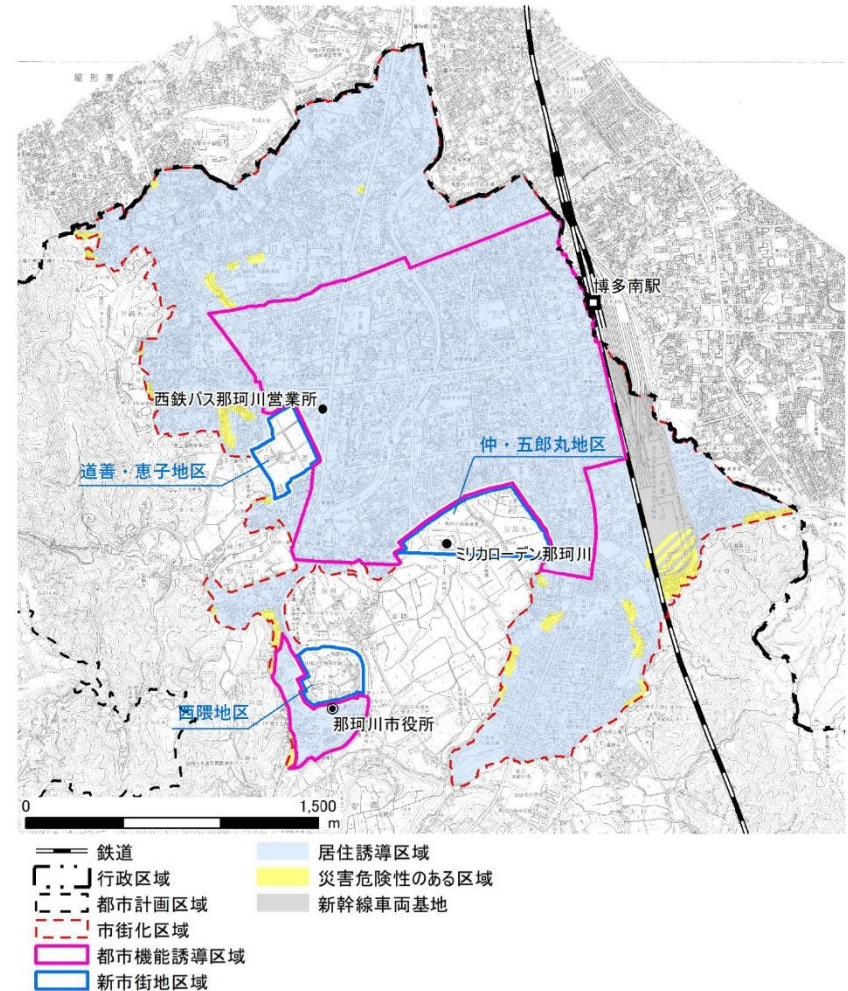
なし

修正案

4-4 新市街地区域

西鉄バス那珂川営業所周辺の道善・恵子地区、ミリカローデン那珂川周辺の仲・五郎丸地区、市役所周辺の西隈地区においては、都市計画マスタープランに基づき、計画的に新たな市街地の創出を検討しています。これらの地区は、市街化区域内にまとまった低未利用地がない本市において、目指すべき都市構造の実現に向け、都市機能の強化や移住・定住の受け皿としての活用が見込まれます。

そのため、本計画においては、これらの地区を新市街地区域として位置付け、将来的に市街化区域へ編入された場合は、誘導区域への編入を検討します。



②防災に関する記載について

・洪水浸水から命を守るための取り組みの記載を追加(国指摘対応)

本市では、市街地を那珂川が縦断する都市構造上、浸水想定区域を居住誘導区域から除外すると、市街地の中心部を誘導区域から除外することとなり、現実的ではない。

しかし、国は近年の豪雨災害の多発を受けて、浸水想定区域を居住誘導区域に含めることに対して、慎重な姿勢をとっており、浸水想定区域を居住誘導区域に含めるのであれば、災害時に命を守るためにどのような行動をとるべきか立地適正化計画中に記載すべきとの指摘があった。

したがって、災害時にとるべき行動についての記載を追加する。

前回検討部会時案

なし

追加案

第4章 誘導区域等の設定

洪水浸水から命を守るために

市街地の中心部を那珂川が縦断する本市の都市構造上、浸水想定区域を居住誘導区域内に含んでいきます。ご自分やご家族の命を守るため、以下のことに気をつけましょう。

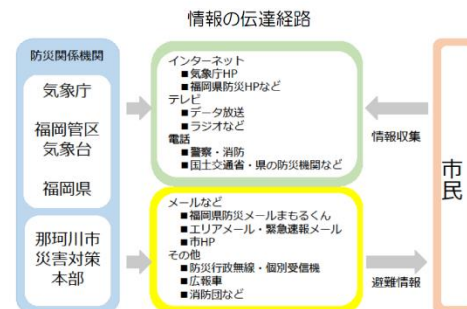
① 事前の準備

まずは、ご自宅や職場・学校等が浸水想定区域に含まれているかどうか、想定される浸水の深さがどの程度か、避難所や避難経路等を、ハザードマップ等を参考にご確認ください。



② 気象情報・避難情報の確認

浸水想定区域内にお住まいの方は、インターネットやテレビ、ラジオ等による気象情報や、市内に設置されている防災行政無線によるサイレン・音声放送に十分注意し、早めに避難の準備を進めましょう。

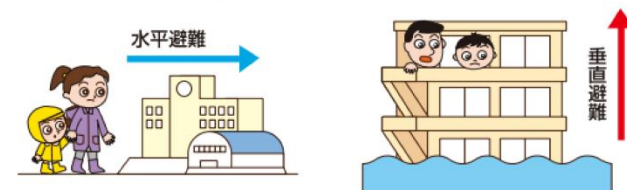


③ 状況に応じた早目の避難活動

避難行動には、「立ち退き避難」と「屋内安全確保」があります。避難する余裕がある場合は「立ち退き避難」、屋外に出るのが危険な時は「屋内安全確保」など、状況に応じて適切な避難行動をとりましょう。

・立ち退き避難：指定の避難場所や近隣の安全な場所へ移動する水平避難

・屋内安全確保：屋内に留まって安全を確保する垂直避難



③誘導施設について

・商業施設の定義から「日用品・買い回り品」を削除(検討部会意見より)

複合的な商業施設も想定し、定義から「(日用品・買い回り品)」を削除

・医療施設、文化施設を誘導施設として追加(国指摘対応)

医療施設や文化施設について、「中心拠点に建設中であるため」「当面計画がないため」は不適切であり、今後のまちづくりに必要な機能であるならば、誘導施設として位置付けるべきとの指摘があった。

したがって、医療施設として病院、文化施設として図書館・文化ホールを位置付ける。

前回検討部会時案

②誘導施設の検討

高次的な都市機能：市全域からの利用が見込まれる施設

カテゴリ	施設	市街化区域内の立地状況	ニーズ	誘導施設への位置づけ
商業	大規模商業施設(日用品・買い回り品) ※3000㎡以上	あり 西鉄バス那珂川営業所近辺に立地 ※ドン・キホーテ那珂川店	○	現在、中心拠点(西鉄バス那珂川営業所周辺)に1店舗立地しているが、買い回り品購入施設の利用状況は、近隣市の沿道型施設に偏っている。徒歩や公共交通でのアクセス利便性向上や、中心拠点の拠点性の維持・向上のため 誘導施設へ位置付ける
	ホテル(200㎡以上のホールを有するものに限る)	なし	—	現在、本市に立地のない施設であり、集会機能の市民による利用や、市外からの公共交通利用者数の確保など中心拠点の拠点性の向上につながる施設として、 誘導施設へ位置付ける
医療	病院(内科又は外科)	なし 市内には診療所のみあり	○	現在、中心拠点(ミカローデン周辺)に1施設建設中であるため、 誘導施設に位置付け ない
高齢者福祉	地域包括支援センター	あり 市役所及び片縄北に立地	—	行政・福祉拠点及び市街地内に整備されている公共施設であり、今後新設などの可能性があるため、 誘導施設に位置付ける
子育て支援	地域子育て支援拠点(ふれあい子ども館、なかがわ保育園)	なし ミカローデン横及び道善に立地	—	中心拠点(ミカローデン周辺)に整備されている公共施設であり、今後新設などの可能性があるため、 誘導施設に位置付ける
文化	文化ホール・図書館(ミカローデン那珂川)	なし	○	中心拠点の核となる施設の一つの公共施設であり、当面新設・移転・統廃合等の具体計画がないことから、 誘導施設に位置付け ない
行政	行政施設(市役所)	あり	○	行政・福祉拠点に立地する公共施設であり、当面新設・移転・統廃合等の具体計画がないことから、 誘導施設に位置付け ない ただし、拠点において窓口機能のある行政施設のニーズがあることから、 中心拠点において窓口機能を有する出張所を誘導施設に位置付ける ほか、コンビニ交付サービスの周知に努める

修正案

4-4-3. 誘導施設の検討

誘導施設設定の基本的な考え方にに基づき、市全体からの利用が見込まれる高次的な都市機能について、誘導施設への位置づけを検討しました。

施設		誘導区域内 立地状況	ニーズ	誘導施設への位置づけ
商業	商業施設 (3,000㎡超)	あり	○	買い回り品購入施設の利用状況は、近隣市の沿道型施設に偏っている。徒歩や公共交通でのアクセス利便性向上や、中心拠点の拠点性の維持・向上のため 誘導施設へ位置付ける
	集会機能 (ホール)を 有するホテル	なし	—	集会機能の市民による利用や、市外からの公共交通利用者数の確保など中心拠点の拠点性の向上につながる施設として、 誘導施設へ位置付ける
医療	病院	あり	○	身近な医療施設として、診療所は充実しているが、さらに高次的な医療機能の充実を図るため、 誘導施設に位置付ける
高齢者福祉	地域包括支援センター	あり	—	高齢化の進展に伴い、今後必要性が高まることから 誘導施設に位置付ける
子育て支援	地域子育て支援拠点	なし	—	親子同士の交流や育児相談、情報提供等を実施する施設であり、子育てしやすい環境の形成に資する施設として、 誘導施設に位置付ける
文化	文化ホール・図書館	なし	—	市民全体を対象とした教育文化サービス機能、市内外からの集客を図るイベント等の場となる機能の充実を図るため、 誘導施設に位置付ける
行政	行政施設	あり	○	拠点において窓口機能のある行政施設のニーズがあることから、 中心拠点において窓口機能を有する出張所を誘導施設に位置付ける ほか、コンビニ交付サービスの周知に努める

前回検討部会時案

③誘導施設の設定

中心拠点における誘導施設

カテゴリ	誘導施設	定義
商業	大規模商業施設(日用品・買い回り品)	小売店舗のうち、床面積の合計が 3,000 ㎡を超えるもの。
	集会機能を有するホテル	旅館業法第 2 条第 2 項に定める旅館・ホテル営業に該当する施設で、集会機能として 200 ㎡以上のホールを有するものに限る。
高齢者福祉	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 に定める地域包括支援センター
子育て支援	地域子育て支援拠点	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に定める地域子育て支援拠点事業を実施する施設
行政	行政窓口施設	地方自治法第 155 条第 1 項に定める出張所

行政・福祉拠点における誘導施設

カテゴリ	誘導施設	定義
高齢者福祉	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 に定める地域包括支援センター

修正案

4-4-4. 誘導施設の設定

本市における都市機能誘導区域の誘導施設は以下のとおりです。

■中心拠点の誘導施設

カテゴリ	誘導施設	定義
商業	商業施設(3,000 ㎡超)	小売店舗のうち、床面積の合計が 3,000 ㎡を超えるもの
	集会機能(ホール)を有するホテル	旅館業法第 2 条第 2 項に定める旅館・ホテル営業に該当する施設で、集会機能として 200 ㎡以上のホールを有するもの
高齢者福祉	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 に定める地域包括支援センター
子育て支援	地域子育て支援拠点	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に定める地域子育て支援拠点事業を実施する施設
行政	行政窓口施設	地方自治法第 155 条第 1 項に定める出張所
医療	病院	医療法第 1 条の 5 に掲げる病院
文化	文化ホール	市民交流や様々な文化的イベントに活用できるホール
	図書館	図書館法第 2 条第 1 項に定める図書館

■行政・福祉拠点の誘導施設

カテゴリ	誘導施設	定義
高齢者福祉	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 に定める地域包括支援センター

④目標値について

・誘導施設の追加設定等による目標値の追加

病院及び図書館・文化ホールを誘導施設に追加設定したため、目標値にも追加した。目標値は、それぞれの現況値から1件増とした。

前回検討部会時案

施策の達成状況に関する評価

(1)目標値の設定

本計画で目指す都市構造の実現に向けた施策の達成度を図る指標として、以下のとおり目標値とその達成により期待される効果を設定します。

立地適正化計画の目標値(案)	
都市機能の誘導に関する目標	■誘導施設の立地数の増加↑ 大規模商業 2019年 1件⇒2040年 3件以上 集会機能を有するホテル 2019年 0件⇒2040年 1件以上 地域包括支援センター 2019年 1件⇒2040年 2件以上 地域子育て支援拠点 2019年 0件⇒2040年 1件以上 行政窓口施設 2019年 0件⇒2040年 1件以上
居住の誘導に関する目標	■居住誘導区域内の人口密度の維持→ 2015年 79.8人/ha⇒2040年 79.8人/ha ※2040年の推計値は 78.1人/ha
公共交通ネットワーク形成に関する目標	■公共交通利用者数の増加↑ かわせみバスの年間利用者数 2018年度 231,865人⇒2040年 236,483人 ※2018年度を基準に収支率30%を目指した場合に想定される利用者数に、人口動態を反映した値

目標達成により期待される効果(案)	
那珂川市に住み続けたい人の割合の増加	2019年度 83.2% ⇒2040年度 90.0%(住民意識アンケートより)

修正案

6-1-1. 居住誘導に関する目標

市街化区域内に分布する多様な都市機能の維持・充実や行政サービスの持続的・効率的な提供に向け、密度の高い市街地の維持を目指すため、目標指標を「居住誘導区域内の人口密度の維持」として設定します。

目標：居住誘導区域内の人口密度の維持

現況値(平成28年)	推計値(令和22年)	目標値(令和22年)
80.1人/ha	78.6人/ha	80.1人/ha

出典：住民基本台帳（現況値）、国立社会保障・人口問題研究所（推計値）

※参考

目標達成(居住誘導区域内の人口密度の維持)に必要な人数は826人です。

この達成に向けては、市街化区域内の除外区域内人口(759人)のがけ地近接等危険住宅移転事業の推進や、移住・定住施策の強化による人口誘導を図ります。

6-1-2. 都市機能の誘導に関する目標

中心拠点や行政・福祉拠点における都市機能の維持・充実を目指すため、目標指標を「誘導施設の立地数の増加」として設定します。

目標：誘導施設の立地数の増加

誘導施設	現況値(令和1年)	目標値(令和22年)
商業施設(3,000㎡超)	1件	3件
集会機能(ホール)を有するホテル	0件	1件
地域包括支援センター	1件	2件
地域子育て支援拠点	0件	1件
行政窓口施設	0件	1件
病院	1件	2件
図書館	0件	1件
文化ホール	0件	1件

④目標値について

- ・公共交通に関する目標値を追加(検討部会意見より)
- ・かわせみバスの利用者数の目標を増加から維持へ変更

公共交通の利用者数の増加という目標は、人口減少や運転手不足等の状況から、現実的ではないため、維持に変更とした。また、「住民意識アンケートによる公共交通網の整備の満足度」を指標に追加し、公共交通体系の持続的な運営・充実について評価していくこととする。

前回検討部会時案

施策の達成状況に関する評価

(1)目標値の設定

本計画で目指す都市構造の実現に向けた施策の達成度を図る指標として、以下のとおり目標値とその達成により期待される効果を設定します。

立地適正化計画の目標値(案)	
都市機能の誘導に関する目標	■誘導施設の立地数の増加▲ 大規模商業 2019年 1件⇒2040年 3件以上 集会機能を有するホテル 2019年 0件⇒2040年 1件以上 地域包括支援センター 2019年 1件⇒2040年 2件以上 地域子育て支援拠点 2019年 0件⇒2040年 1件以上 行政窓口施設 2019年 0件⇒2040年 1件以上
居住の誘導に関する目標	■居住誘導区域内の人口密度の維持▶ 2015年 79.8人/ha⇒2040年 79.8人/ha ※2040年の推計値は 78.1人/ha
公共交通ネットワーク形成に関する目標	■公共交通利用者数の増加▲ かわせみバスの年間利用者数 2018年度 231,865人⇒2040年 236,483人 ※2018年度を基準に収支率30%を目指した場合に想定される利用者数に、人口動態を反映した値

目標達成により期待される効果(案)	
那珂川市に住み続けたい人の割合の増加	2019年度 83.2% ⇒2040年度 90.0%(住民意識アンケートより)

修正案

6-1-3. 公共交通ネットワーク形成に係る目標

拠点間のネットワークの確保に向けて、公共交通体系の持続的な運営・充実や利用促進を目指すため、目標指標を「かわせみバス利用者数の維持」及び「公共交通網の整備の満足度の増加」として設定します。

目標：かわせみバス利用者数の維持

現況値(平成30年)	目標値(令和22年)
231,865人	231,865人

出典：庁内資料（現況値）

目標：住民意識アンケートにおける公共交通網の整備の満足度*の増加

現況値(令和元年)	目標値(令和22年)
2.98点	3.00点

出典：住民意識アンケート（現況値）

※「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」の5段階評価。5点満点。

6-1-4. 目標達成により期待される効果

上記の目標値の達成により、本市における住みやすさが向上し、今後も「住み続けたい」と思う市民の増加が期待されます。そのため、目標達成により期待される効果として、「那珂川市に住み続けたい人の割合の増加」を設定します。

効果：住民意識アンケートにおける那珂川市に住み続けたい人の割合の増加

現況値(令和元年)	目標値(令和22年)
83.2%	90.0%

出典：住民意識アンケート（現況値）